

令和2年6月9日
【法務省】

【概要書】

令和元年度人権教育及び人権啓発施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和元年度人権教育及び人権啓発施策についての年次報告

根拠 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

第7条 「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」

第8条 「政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。」

性質・構成

- 前年度において、各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について記述
- 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に沿って構成

閣議予定日 令和2年6月9日（火）

令和元年度人権教育及び人権啓発施策についての年次報告の構成

はじめに

第1章 令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組

1 人権教育（学校教育・社会教育）

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」

2 人権啓発

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」

第2節 人権課題に対する取組

1 女性

2 子ども

3 高齢者

4 障害のある人

5 部落差別（同和問題）

6 アイヌの人々

7 外国人

8 HIV感染者等

9 刑を終えて出所した人

10 犯罪被害者等

11 インターネットによる人権侵害

12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

13 その他の人権課題

第3節 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等

第4節 総合的かつ効果的な推進体制等

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進

特集 ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組

令和元年度人権教育及び人権啓発施策についての年次報告の概要

< 法務省の主な取組 >

第1章 令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組 (P.2~14)

第39回全国中学生人権作文コンテスト(7,359校から91万9,154編,中学生のほぼ4人に1人が応募),人権教室(104万6,791人を対象に実施),人権の花運動等,各種人権啓発活動を展開

トピックス SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組 (P.16~17)

コミュニケーション手段の多様化を踏まえた子どもの人権問題への対応を推進するとともに「心のバリアフリー」を推進

第2節 人権課題に対する取組

1 女性の人権に関する取組 (P.18~24)

- 平成29年5月に関係府省対策会議において策定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき,教育・啓発の強化,相談体制の充実などの取組を推進
- 職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため,専用相談電話「女性の人権ホットライン」を活用して相談に対応するとともに,冊子や動画による啓発活動を実施

2 子どもの人権に関する取組 (P.25~34)

- 全国一斉「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」強化週間の実施,「子どもの人権SOSミニレター」(全国の小・中学生に配布),SNSによる相談体制の充実
- 法務省における有効な児童虐待防止施策及び効果的な関係機関連携の在り方等について,「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」において検討を進め,令和2年2月,「法務省児童虐待防止対策強化プラン」を取りまとめ,公表

3 高齢者の人権に関する取組 (P.35~37)

4 障害のある人の人権に関する取組 (P.38~46)

- 平成30年3月に閣議決定した「障害者基本計画(第4次)」に基づき,障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進

5 部落差別(同和問題)に関する取組 (P.49~52)

- 部落差別のない社会の実現に資するため,各種啓発活動を実施するとともに,「部落差別解消推進法リーフレット」により,国民に対し,部落差別解消推進法の施行を周知

6 アイヌの人々の人権に関する取組 (P.53～55)

7 外国人の人権に関する取組 (P.56～61)

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人との共生社会の実現に必要な施策を推進
- 外国人等からの人権相談について、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設置し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語により対応
- 「ヘイトスピーチ，許さない。」をメインコピーとした啓発活動の実施

8 HIV感染者等の人権に関する取組 (P.62)

9 刑を終えて出所した人の人権に関する取組 (P.63～64)

10 犯罪被害者等の人権に関する取組 (P.65～67)

11 インターネットによる人権侵害に関する取組 (P.68～70)

- 携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室の実施
- 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」等を活用した削除要請の実施

12 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する取組 (P.71～75)

13 ホームレスの人権に関する取組 (P.76)

14 性的指向・性自認を理由とする偏見・差別に関する取組 (P.77～78)

- 性的指向・性自認をテーマとした人権啓発動画のYouTube法務省チャンネルでの配信

15 人身取引に関する取組 (P.78～80)

16 東日本大震災に伴う人権問題に関する取組 (P.80～82)

- 原発事故に伴う風評被害について、改めて、偏見，差別，誹謗中傷は被災者の方々の尊厳を傷つけるもので、断じてあってはならないことである旨のメッセージを法務省ホームページで発信

その他，トピックスとして「学校における人権教育の取組」(P.3)，「人権擁護委員の活動」(P.7)，「『ビジネスと人権』に関する我が国の取組」(P.14)，「認知症に関する我が国の取組」(P.37)，「旧優生保護法一時金に関する取組」(P.47)を掲載

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進

トピックス 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組 (P.97～100)

法務省ホームページや公式SNSを用いて、繰り返し、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見が許されないものであり、このような行為を行わないよう呼びかけるとともに、被害に遭った方に向けて人権相談の窓口を周知

令和元年度人権教育及び人権啓発施策についての年次報告の概要

< 文部科学省の主な取組 >

第1章 令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組（P.2～14）

学校教育，社会教育

- ・ 学校教育においては，人権教育の指導方法の改善充実のための「人権教育研究推進事業」，人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施している。
- ・ 社会教育においては，地方公共団体において社会教育の指導者として中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において，人権問題などの現代的課題を取り上げ，指導者の育成及び資質の向上を図っている。

第2節 人権課題に対する取組

新型コロナウイルス 感染症に関連した差別・偏見やいじめ等への取組

- ・ 令和2年3月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において，「感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること」としている。
- ・ 海外から帰国した児童生徒等への対応について，新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど，児童生徒等の人権に十分配慮することなどについて令和2年3月に通知を発出した。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）において，「海外から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」としている。

外国人児童生徒等の教育の充実

- ・ 令和元年度に学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する全国的な調査を初めて実施し，不就学の可能性のある外国人の子供が約2万人いるという結果が示された。
- ・ 省内に設置された「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において，有識者からのヒアリング等を通じ，教育の現状と課題を分析し，その更なる充実のための具体的な方策について報告をとりまとめた。
- ・ これらの取組に加え，就学に課題を抱える外国人の子どもを対象とした，公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施，大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「日本語指導アドバイザー」の派遣等を実施した。

令和元年度人権教育及び人権啓発施策についての年次報告の概要

特集 ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組 (P.101～127)

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)においては、わが国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことなどが示された。

この総理談話等を受けて、厚生労働省、法務省及び文部科学省において、令和元年度に実施した主な取組は以下のとおり。

厚生労働省の主な取組

- ・ 令和2年3月、全国の主な新聞に、ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告を掲載
- ・ 令和元年10月及び令和2年1月、普及啓発活動強化等に向けた検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との協議を開催
- ・ 令和2年2月、広島市において、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的としたシンポジウムを開催
- ・ パンフレット「ハンセン病の向こう側」に、家族の人権に関する記述を追加

法務省の主な取組

- ・ 令和元年8月、静岡市において、令和2年2月、名古屋市において、ハンセン病をテーマとする人権シンポジウムを開催
- ・ ハンセン病に関するパネル展やインターネット広告、啓発DVDの増刷やYouTube法務省チャンネルでの配信を実施
- ・ 法務大臣政務官において、各地の国立ハンセン病療養所を訪問し、交流会館の見学や入所者との意見交換等を実施

文部科学省の主な取組

- ・ 文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を省内に設置し、有識者から意見聴取や国立ハンセン病療養所等を訪問し、今後実施すべき施策について検討
- ・ 検討チームの取組の一環として、ハンセン病問題について認識を深めることを目的とし、当事者を講師として招き、職員向け勉強会を実施
- ・ 人権教育担当指導主事連絡協議会において国立ハンセン病資料館担当者の講演を実施するなど研修内容の充実を図ったほか、各都道府県教育委員会等へハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について通知